

日本大学生産工学部自動車工学リサーチ・センターに関する内規

平成22年3月18日制定

平成22年4月1日施行

平成28年4月21日改正

平成28年4月1日施行

平成29年6月6日改正

平成29年4月1日施行

(名称及び設置)

第1条 この組織は、日本大学生産工学部自動車工学リサーチ・センター（以下「センター」という）と称し、日本大学生産工学部生産工学研究所に置く。

(目的)

第2条 センターは、日本大学生産工学部（以下本学部という）としての特色を生かし、教職員、学生、社会人等あらゆる人々を対象として、自動車工学に関する先進創造研究の遂行及び人材育成により、社会の要請及び本学部の教育・研究の推進に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ①自動車に関連する企業・研究機関・学会・公的機関（省庁等）などとの共同研究・受託研究等の遂行
- ②国内外の研究機関との自動車研究に関連する連携
- ③本学部専任教員への自動車研究に関連する支援
- ④センター活動に伴う施設設備の運営面及び安全面の支援
- ⑤自動車に関連する実験・実習及び人材育成のための人員・機器・施設の管理・提供
- ⑥その他センターの目的達成に必要な事業

(構成員)

第4条 センターに、次の構成員を置く。

- ①センター長1名
- ②副センター長1～2名
- ③センター幹事1名
- ④センター研究員若干名
- ⑤センタースタッフ若干名
- ⑥研究戦略アドバイザー若干名

(センター長)

第5条 センターに、センター長を置く。

- 2 センター長は、センターを代表し、その業務を総括する。
- 3 センター長は、本学部の専任教員のうちから学部長が任命する。
- 4 センター長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(副センター長)

第6条 センターに、副センター長を置く。

2 副センター長は、センター長の命を受け、センター長を補佐する。

3 副センター長は、本学部の専任教員のうちから、センター長の推薦に基づいて、学部長が任命する。

4 副センター長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(センター幹事)

第7条 センターに、センター幹事を置く。

2 センター幹事は、センター長の命を受け、センターの管理・運営活動を統括する。

3 センター幹事は、センター長が必要に応じて任命する。

(センター研究員)

第8条 センターに、センター研究員を置く。

2 センター研究員は、センター長の命を受け研究・支援・人材育成等の業務を行う。

3 センター研究員は、本学部の専任教員、他部科校の専任教員又は他大学の専任教員のうちから、センター長の推薦に基づいて、学部長が任命又は委嘱する。

(センタースタッフ)

第9条 センターに、センタースタッフを置く。

2 センタースタッフは、センター長の命を受け業務の連絡・調整・支援に当たる。

3 センタースタッフの採用については、別に定める。

4 センタースタッフの任期は、原則1年とする。ただし、再任を妨げない。

(研究戦略アドバイザー)

第10条 センターに、研究戦略アドバイザーを置く。

2 研究戦略アドバイザーは、センター長の命を受け、センターの研究戦略などに関し助言する。

3 研究戦略アドバイザーは、センター長が必要に応じて任命する。

4 特に高度な助言を行うことができる研究戦略アドバイザーは、主席研究戦略アドバイザーとして任命する。

(研究員)

第11条 センターは、日本大学研究員規程及び本学部内規に定めるところにより、研究員を受け入れることができる。

2 研究員は、受入れに当たり定められた研究課題及び委嘱契約等に従い、センター長の命により研究活動及び研究支援活動を行う。

(客員研究員)

第12条 センターは、日本大学客員研究員規程及び本学部内規に定めるところにより、客員研究員を受け入れることができる。

2 客員研究員は、受入れに当たり定められた研究課題及び委嘱契約等に従い、研究活動・研究調査活動を行うものとする。

(賛助会員)

第13条 センターは、第2条に定めるセンターの目的に賛同し、事業の遂行を支援する賛助会員を募集する。

2 賛助会員に関する詳細は別に定める。

(自動車工学リサーチ・センター運営委員会)

第14条 生産工学部に、センターの運営全般に関する事項を審議するため、自動車工学リサーチ・センター運営委員会（以下「委員会」という）を置く。

(委員会の構成)

第15条 委員会は、次の者をもって構成し、委員は学部長が委嘱する。

- ①センター長
- ②副センター長
- ③センター幹事
- ④学部次長
- ⑤生産工学研究所次長
- ⑥事務局次長
- ⑦事務長
- ⑧経理長
- ⑨研究事務課長
- ⑩その他学部長が指名する学内外の有識者若干名

(委員長)

第16条 委員会の委員長は、センター長とする。

2 委員長に事故あるときは、副センター長がその職務を代行する。

(委員の任期)

第17条 委員長及び委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の招集)

第18条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(審議事項)

第19条 委員会は、次の事項を審議する。

- ①センター運営の基本方針策定に関する事項
- ②センターの事業計画・事業報告に関する事項
- ③センターの管理運営に関する事項
- ④センターの予算及び決算に関する事項
- ⑤センター研究員の推薦
- ⑥賛助会員の入会・退会等に関する事項
- ⑦その他センターに係る重要事項

(議決)

第20条 委員会は、委員過半数の出席により成立し、出席委員の過半数をもって議決する。可否同数のときは、委員長が決する。

(経費)

第21条 センターの経費は、賛助会員会費、センターが受ける共同研究及び委託研究の事務経費、寄付金及び受講料その他の収入をもって充てる。

2 センターは、別に定めるところにより本学部に施設管理費を納めるものとする。

(経理)

第22条 センターの経理は、本学部の一般会計に属するものとする。ただし、他の経理と収支を区分し、その経理の明確化を図らなければならない。

2 会費その他の収入は、本学部の会計を通じて受け入れなければならない。

(監査)

第23条 センターの予算及び決算は、本学部の予算書及び決算書に記載し、それぞれ所定の監査を受けなければならない。

(報告義務)

第24条 センター長は、所定の期日までに、当該年度における業務の経過及び次年度における事業計画を書面により本学部に報告しなければならない。

(事務)

第25条 センターに関する事務は、研究事務課が行う。

(内規の改廃)

第26条 この内規は、所定の手続きにより改廃できるものとし、原則制定後3年ごとに見直しを行う。

(その他)

第27条 センターの運営その他に関し必要ある場合は、別に定めることができる。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。